

○東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会設置要綱

平成20年2月19日東濃西部広域行政事務組合訓令第2号

東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例施行規則(平成20年規則第1号。以下「規則」という。)第6条の規定による貸付けの決定等に係る審査を行うため、東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、管理者の求めに応じて、東濃地域医師確保奨学資金等(以下「奨学資金等」という。)の貸付けの決定等に係る審査を行い、その結果を管理者に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東濃西部広域行政事務組合参事
  - (2) 東濃保健所長
  - (3) 中津川市及び恵那市の医療担当部長又は病院事務担当部長
  - (4) 瑞浪市の医療担当部長
  - (5) 東濃厚生病院事務局長
  - (6) 多治見市民病院事務長
  - (7) 土岐市立総合病院事務局長
- 一部改正〔平成26年東西事務組合訓令第2号・30年5号・令和2年5号〕

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、東濃西部広域行政事務組合参事をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その会務を代理する。

6 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、臨時委員長を選挙し、その会務を代理する。

一部改正〔平成27年東西事務組合訓令第2号〕

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、委員(委員長及び前条第5項の規定により委員長の会務を代理している副委員長である委員を除く。)は、やむを得ない理由により委員会の会議に出席できないときは、当該委員の所属する団体の職員のうち、当該職員が指名する者を代理人として出席させることができる。

一部改正〔平成27年東西事務組合訓令第2号〕

(医師確保担当者会議)

第6条 次に掲げる事務を行うため、委員会に医師確保担当者会議(以下「担当者会議」という。)を置く。

- (1) 奨学資金等の貸付けの決定等に係る事前審査に関すること。
- (2) 奨学資金等の貸付けの条件及び償還に関すること。
- (3) その他奨学資金等の貸付けについて必要と認めること。

2 担当者会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中津川市及び恵那市の医療担当課長並びに病院事務担当課長
- (2) 瑞浪市の医療担当課長
- (3) 東濃厚生病院事務担当課長
- (4) 多治見市の医療担当課長
- (5) 多治見市民病院医師確保担当部長
- (6) 土岐市の医療担当課長
- (7) 土岐市立総合病院事務担当課長

3 必要に応じ、担当者以外の者を担当者会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

4 担当者は、やむを得ない理由により担当者会議に出席できないときは、当該担当者の所属する団体の職員のうち、当該職員が指名する者を代理人として出席させることができる。

追加〔平成26年東西事務組合訓令第2号〕、一部改正〔平成27年東西事務組合訓令第2号・30年5号・令和2年3号・5号〕

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、東濃西部広域行政事務組合事務局において処理する。

一部改正〔平成26年東西事務組合訓令第2号〕

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

一部改正〔平成26年東西事務組合訓令第2号〕

附 則

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日東西事務組合訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月13日東西事務組合訓令第2号)

この訓令は、平成27年8月13日から施行する。

附 則(平成30年8月22日東西事務組合訓令第5号)

この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

附 則(令和2年3月25日東西事務組合訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日東西事務組合訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。